

第 3 3 号 議 案

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年新宿区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国の取扱いとの均衡等を踏まえ、週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間を拡大する等所要の改正を行う必要があるため